

精神障害者にも対応した 地域包括ケアシステムについて

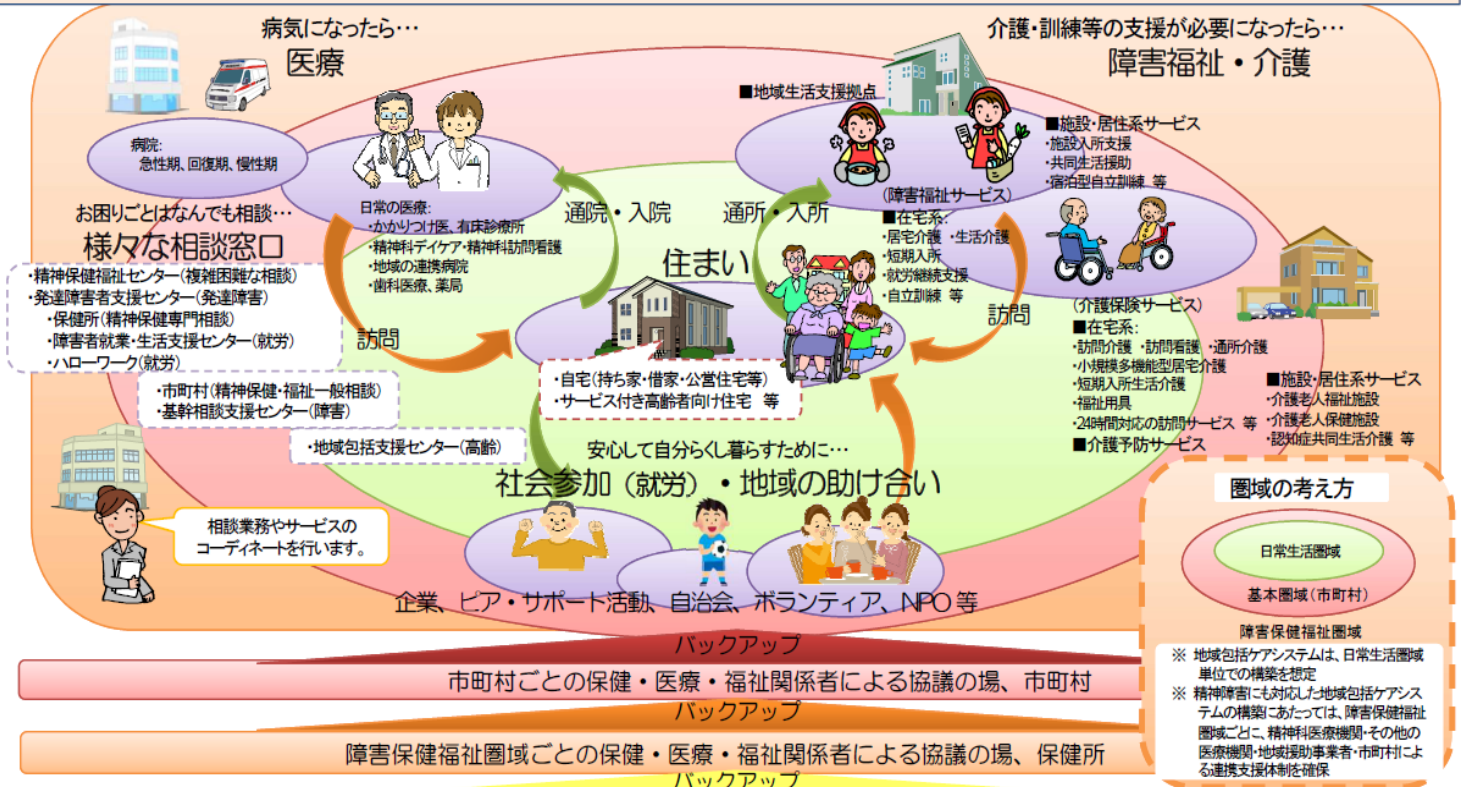
長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたり、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが「第5期障害福祉計画」より国の基本指針に「成果目標」として位置付けられています。

<「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」イメージ図>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会
平成28年12月22日（第5回）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



成果目標（精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築）

（１）第５期計画期間の振り返り

第５期計画における国の基本指針に基づき、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る成果目標を以下のとおり定め、取り組んでいます。

① 「第５期調布市障害福祉計画」における目標設定（活動指標）

【目標】保険・医療・福祉関係者による協議の場の設置

○ 国の基本指針

各圏域・市町村において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

○ 調布市の考え方

現在実施している「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」を本成果目標に定める協議の場として位置づけ、各機関の連携をさらに深めながら、必要な支援体制の検討を行っていきます。

※ 上記のほか、「精神病床の１年以上の入院患者数の削減」及び「退院率」に関する成果目標を、都道府県において定めることとされています。

② 取組結果

（開催回数） 年４回

（参加機関数） 41 機関 ※令和元年度

連絡会での協議・検討を通じて精神障害者の地域生活支援における課題を抽出し、計画への意見具申（資料４）としてまとめました。

(2) 第6期計画における成果目標

【目標】保健、医療・福祉関係者による協議の場

○ 国の基本指針

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、以下の活動指標を設定する。

- ① 協議の場の1年間の開催回数の見込み
- ② 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込み
- ③ 協議の場における目標設定および評価の実施回数を見込み

○ 調布市の考え方（案）

引き続き「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」を協議の場として位置づけ、必要な支援体制の検討及び構築を目指します。

項目	令和元年度 実績	令和5年度 目標値
協議の場の1年間の開催回数の見込み	4回	4回
協議の場の参加者(機関)数	41機関	50機関
保健	2	2
医療(精神科)	5	6
医療(精神科以外)(訪問看護ステーション含む。)	6	8
福祉(通所施設, 相談支援事業所等)	16	20
介護(ヘルパー事業所, 居宅介護支援事業所等)	6	8
当事者及び家族	1	1
調布市	5	5
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	未実施	年1回実施

(参考) 都道府県における成果目標 (国基本指針)

項目	令和5年度 目標値
精神障害者の病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	316 日以上 (H30 年時点の上位 10%の都道府県の水準)
精神病床の 1 年以上入院患者数	10.6 万人～12.3 万人に (H30 年度の 17.2 万人と比べて 6.6 万人～4.9 万人減)
退院率	3 ヶ月後 69%以上 6 ヶ月後 86%以上 1 年後 92%以上 (H30 年時点の上位 10%の都道府県の水準)